

英国におけるEUのFTA / EPA、相互承認協定の継承協議

- EUが締結しているFTA / EPAの継承は、32カ国・地域と署名済み。6カ国とは協議継続中。
- 製品適合性評価等の相互承認協定は、貿易協定によるカバーを含み、6カ国と署名・合意済み。

EUのFTA / EPAの継承状況（2020年12月31日時点）

2021年12月31日更新

	国・経済圏
署名済み	スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド・ノルウェー、フェロー諸島、コソボ、北マケドニア、ウクライナ、モルドヴァ、ジョージア、モロッコ、チュニジア、エジプト、トルコ、イスラエル、ヨルダン*、レバノン、パレスチナ、南東部アフリカ諸国、南部アフリカ関税同盟・モザンビーク、ケニア（注1）、コートジボワール、カメルーン、カナダ*、メキシコ*、アンデス共同体諸国、カリブ海フォーラム、中央アメリカ諸国、チリ、韓国、シンガポール、ベトナム、太平洋諸国
協議継続中	セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、アルバニア、アルジェリア、ガーナ

- 注1：ケニア以外の東アフリカ共同体（EAC）加盟国による加盟受付中。
- 注2：署名済みの協定は、2021年1月1日から完全発効するもの、暫定適用するもの、経過措置を適用するもの、発効が間に合わないもの（*印の3カ国）がある。間に合わない3カ国のうちメキシコについては、同国から英国への輸入では同日から継承FTA税率を適用し、英国から同国の輸入では、協定発効までの間に支払った関税を後日払い戻すことを確定。
- 注3：協議継続中の国との間では、2021年1月1日から継承協定合意・発効までの間は、WTOルールに基づく通商関係になる（アルジェリア、ガーナから英国への輸入には、一般特惠関税制度（GSP）に基づく関税率を適用。セルビア、ボスニアヘルツェゴビナ、アルジェリアへの輸出は、3カ国がWTO加盟国ではないため、各国の国内法に基づく措置が適用される）。
- 注4：EUと関税同盟を形成するアンドラ（農産品以外）とサンマリノ（全品目）は、英EU通商・協力協定におけるEU現産品と同等の扱いを適用（両国も英国に対し同様の扱いをすることが条件）。アンドラの農産品は同協定の対象外のため、WTOルールを適用。
- 注5：日本との間では、10月23日に新たな包括的経済連携協定（CEPA）に署名。

EUの相互承認協定（MRA）の継承状況（2020年12月31日時点）

	国、対象分野
署名済み	<ul style="list-style-type: none"> 米国：電磁両立性、通信端末機器、医薬品GMP、船用機器 オーストラリア：自動車部品、電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP ニュージーランド：電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP
貿易協定でカバー	<ul style="list-style-type: none"> スイス：個人用防護具、玩具、医療機器、ガス機器及びボイラー、圧力装置、通信端末機器、爆発性雰囲気防止装置（火災・爆発防止装置）、電磁両立性、建設機器、自動車、GLP、医薬品GMP イスラエル：機械、医療機器、玩具、電気通信機器、建設プラント機器、自動車、化学品GLP、医薬品GMP、ほか 日本：通信端末機器、電気機器、化学品GLP、医薬品GMP